

弁理士及び弁理士法人に対する経済産業大臣 による懲戒処分に関する運用基準

平成 20 年 7 月
一部改定：20140724 特 許 1
平成 26 年 8 月 1 日
一部改定：20171219 特 許 4
平成 30 年 1 月 4 日
一部改定：20220310 特 許 1
令和 4 年 4 月 1 日
特 許 庁

弁理士法（平成 12 年 4 月 26 日法律第 49 号）第 32 条に基づく経済産業大臣の処分に係る運用基準は、次のとおりとする。

第 1 各措置の役割分担について

1. 弁理士及び弁理士法人（以下「弁理士等」という。）の法令違反や非違行為に対しては、（ア）弁理士法に基づく罰則、（イ）同法に基づく経済産業大臣の懲戒処分、（ウ）日本弁理士会の会則に基づく処分があり、これらが各々、適切に役割を担っていくことが必要である。
2. 経済産業大臣の懲戒処分は公益的見地から行うものであり、他方、日本弁理士会の処分は自治的見地から行うものと機能分担している。したがって、一つの非違行為に対して両者は重複して適用されることもあり得る。

第 2 経済産業大臣による懲戒処分の基本的な考え方

1. 処分の種類
 - （1）弁理士に対する懲戒処分については、弁理士法第 32 条において、弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、「戒告」、「二年以内の業務の全部又は一部の停止」又は「業務の禁止」の処分をすることができる旨規定している。

また、弁理士法人に対する処分については、弁理士法第 54 条において、経済産業大臣は、弁理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その弁理士法人に対し、「戒告」、「二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止」又は「解散」を命ずることができる旨規定している。
 - （2）なお、弁理士に対する懲戒処分の種類として、従来「二年以内の業務の停止」と規定していたところ、弁理士法の改正において、「二年以内の業務の全部又は一部の停

止」と改めたものである。

これは、産業財産権手続の特徴として、事件が長期に係属したり、あるいは、特許庁からの指令等の通知に対して短期間で適切に対応しなければ権利の取得ができない場合もありうることなどから、懲戒すべき事案に応じて依頼者の利益を考慮し、例えば一部の係属中の業務に限っては、懲戒処分後も引き続き行うことを可能とするなどの措置を行ったものである。

このような趣旨を踏まえ、案件に見合った柔軟な対応により運用していくこととする。

2. 処分の事由

(1) 弁理士等に対する懲戒処分の事由については、弁理士法の規定から、

- A 弁理士法又は弁理士法に基づく命令に違反したとき、
 - B 弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、
- の二つに分けられる。

(2) なお、従来は上記Aのみ規定しており、弁理士法に直接抵触する行為ではない事案であって、重大な非行については、弁理士法29条、50条の「信用失墜行為」として対応していたところ、弁理士法改正において、上記Bを処分事由に追加し、弁理士法令外の非違行為についても、懲戒処分の対象であることを明確化した。

3. 処分の基本量定

(1) 基本となる処分の量定については、上記2. の処分事由をもとに、更に、非違行為ごとの重大性に着目して、それぞれの行為が、

- a 国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為、
- b 国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為、

であったかに分けて整理し、それに応じた基本となる処分の量定を別表のとおり定めることとする。

また、事例に直接該当しない事案の場合は、類似する種類の非違行為の処分量定を斟酌して定めることとする。

(2) 弁理士等の懲戒処分に関する個々の事案は、様々な背景や特徴を有しているため、個別事情や周辺事情を勘案し加重又は軽減することとする。

具体的には、過去に懲戒処分を受けているか、二以上の処分事由があるか、故意なのか又は過失なのか、酌量の余地があるのか、などにより基本となる処分を加重又は軽減ができるものとし、個々の事案に応じた適切な懲戒処分が行われるようにすることとする。

附 則 (20140724特許1)

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（20171219特許4）

この基準は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（20220310特許1）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。